

土総第824号
令和2年3月3日

隠岐支庁県土整備局長 様
土木部各課長 様
土木部地方機関の長 様

土木部長
(土木総務課・技術管理課)

公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る
特例措置等について

令和2年3月から適用する単価（以下、公共工事にあつては「新労務単価」、設計業務委託等にあつては「新技術者単価」という。）が、平成31年4月適用単価（以下、公共工事にあつては「旧労務単価」、設計業務委託等にあつては「旧技術者単価」という。）から引き上げられたことに伴い、下記のとおり特例措置等を定めましたので、取扱いに遺漏のないよう措置をお願いします。

なお、別紙のとおり島根県建設産業団体連合会あて通知しておりますことを申し添えます。

また、下記の特例措置等の適用対象となる受注者に対しては、発注者からその旨を十分周知していただくよう努めてください。

記

1. 工事に関する特例措置等の概要

(1) 特例措置について

令和2年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、島根県公共工事請負契約約款第55条の定めにより、新労務単価及び当初契約時点の物価に基づく請負代金額に変更する。

(2) インフレスライド条項の適用について

令和2年2月29日以前に契約を締結した工事のうち、残工期が基準日から2ヶ月以上あるものについて、島根県公共工事請負契約約款第26条第6項の規定を適用する。

2. 業務委託に関する特例措置等の概要

(1) 特例措置について

令和2年3月1日以降に契約を締結する業務委託のうち、旧技術者単価又は旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、土木設計業務等委託契約書第49条等の定めにより、新技術者単価又は新労務単価及び当初契約時点の物価に基づく業

務委託料に変更する。

(2) インフレスライド条項の適用について

インフレスライド条項の適用がある業務委託については、1の(2)を準用する。

3. 特例措置等の具体的な取扱い

平成26年2月18日付け土総第1009号「公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置等について」の別添1～3の規定を準用(別添2の1(2)及び4(3)を除く。(注))すること。その際、別添1及び別添3の「平成26年2月1日」は「令和2年3月1日」に読み替えて準用すること。

また、インフレスライド条項の適用にあたっては、平成26年2月19日付け技第547号「賃金等の変動に対する工事請負契約書第26条第6項(インフレスライド条項)運用マニュアル(暫定版)」についてを準用すること。

(注) スライド額の減額となった場合は適用しない。

4. 留意事項

- ・ 営繕工事設計標準単価を適用する工事の取扱いについては、本通知の対象外となり、その取扱いは、別途総務部から通知があるので留意すること。
- ・ 工事及び業務委託の特例措置(「インフレスライド条項の適用について」は除く。)に伴う、変更後の請負代金額(業務委託料)の積算にあたっては、当初契約時点の単価適用世代により算出することとする。

【問い合わせ先】

○特例措置等に関すること

建設産業対策室 山本

内線 5388

○積算に関すること

技術管理課 竹下

内線 5941